

山口市指定暑熱避難施設募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症による人の健康被害の防止を強化するためには、極端な高温の発生時に暑さを一時的にしのぐ場の利用促進が重要であることから、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下、クーリングシェルターという。）を市町村長が指定できることとなりました。

山口市では、市民の生命と健康を守るため、公共及び民間の施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症による健康被害の防止に取り組めます。

つきましては、クーリングシェルターを市内に広く設置するため、御協力いただける民間施設を募集します。

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施していただきます。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターである旨を表示したマークの掲示
 - (2) 休息用の椅子などの設置（既設のもので可）
 - (3) 冷房設備の適切な管理
 - (4) クーリングシェルターを開放する日時等の公表

(応募資格)

- 3 応募資格は、市内に所在する施設で、「山口市指定暑熱避難施設指定基準」の全てを満たすことができる施設とします。

【山口市指定暑熱避難施設指定基準】

- (1) 適切な冷房設備を有すること
- (2) 岐阜県に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、開放可能日において当該施設を開放すること
- (3) 岐阜県に熱中症特別警戒情報が発表されていない日時においても、涼をとれる場所として開放可能日において当該施設を開放するよう努めること
- (4) 椅子などの適切な休息がとれる空間を確保できること
- (5) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること
- (6) 環境省がメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、情報の伝達を受けること
- (7) 市とクーリングシェルター指定の協定を締結し、施設の名称・所在地・開放日時・受入可能人数の公表に同意できること

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報の運用期間に準じます。なお、運用することができる日及び時間などは、各施設の実情に応じます。

(応募方法)

- 5 別紙申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送、電子メール又は市ホームページの申込フォームによって、山県市健康介護課に提出してください。

(提出後の流れ)

- 6 申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。詳細は、「山県市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定手続きの流れ」をご確認ください。
- (1) 山県市健康介護課にて受理
 - (2) 応募内容の確認・審査
 - (3) 施設管理者と山県市との間で協定を締結、クーリングシェルターとしての指定を決定
 - (4) クーリングシェルター施設情報の公表（ホームページ等）
 - (5) クーリングシェルターの運用開始

(物資の配布、情報の提供)

- 7 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。
- (1) 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示したマーク等の配布
 - (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配付

(その他)

- 8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さないなど、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない、又は指定を解除する場合があります。

〈クーリングシェルター指定の申込み・問合せ先〉

〒501-2192 山県市高木 1000 番地 1

山県市健康介護課（ふれあいセンター 1 階）

電話：0581-22-6838

F A X：0581-22-6841

E-mail：kenko@city.gifu-yamagata.lg.jp